

建設リサイクル法と 詳細規定の動向

建設省建設経済局建設業課長補佐

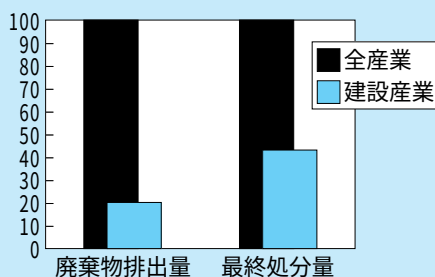
かわむら けんじ
河村 賢二

1

建設リサイクル推進のための 施策の背景

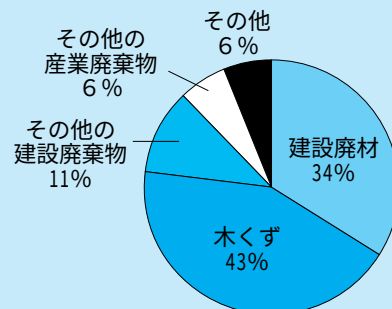
建設廃棄物は産業廃棄物全体の約2割を占め、さらに最終処分量の約4割を占めているほか（図－1参照）、不法投棄量においては重量ベースで約9割を占めるといわれています（図－2参照）。一方、建設廃棄物のリサイクルの状況は、建築系廃棄物を中心に伸び悩んでおり、リサイクル率は土木系廃棄物で約68%、建築系廃棄物で約42%、全体で約58%にとどまっています（図－3参照）。

図－1 全産業廃棄物に対する建設産業の占める割合



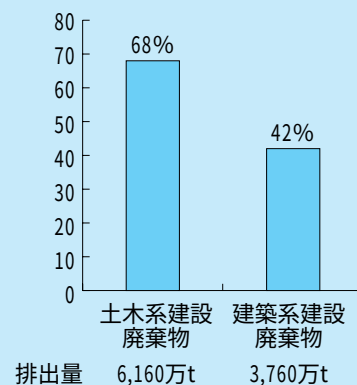
出典：建設省，厚生省調査

図－2 不法投棄量の内訳



出典：厚生省調査（重量比）

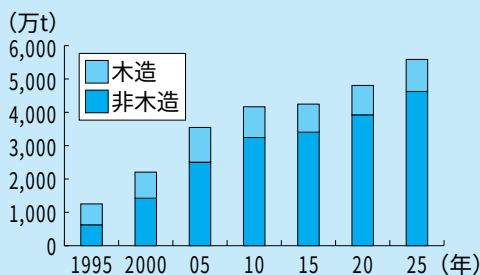
図－3 リサイクル率の比較



出典：平成7年度建設副産物実態調査（建設省）

また，昭和40年代の高度成長期には建築物の建設が急増しました。しかし，この時期に建てられた建築物が30年から40年で更新期を迎えていると

図－４ 建築解体廃棄物発生量の将来推計



資料：建設省調査（1都8県）

表－１ 最終処分場の残存容量および残余年数

区分	最終処分量 (万 t)	残存容量 (万 m³)	残余年数 (年)
首都圏	1,923	1,405	0.7
近畿圏	985	3,178	3.2
全国	6,700	21,004	3.1

出典：厚生省調査（H10.4.1現在）

いう状況にある中で、今後、解体廃棄物が大量に発生することが予想されます（図－４参照）。その一方で最終処分場の残余容量は首都圏で約0.7年、全国で約3.1年という状況にあり（表－１参照）、リサイクルや減量を促進することが喫緊の課題となっています。

このため建設省では、建設工事の施工から廃棄物の発生、再資源化、再利用に至る一連の流れについて、実効性あるリサイクルの制度を確立するための検討を重ね、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を策定したところです。



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の概要

(1) 目 的

特定の建設資材について、その分別解体等および再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、再生資源の十分な利用および廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保

および廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(2) 分別解体等および再資源化等の実施義務

分別解体等の実施義務については、建設資材として、コンクリート、アスファルト・コンクリートおよび木材（以下、「特定建設資材」という）を用いた建築物等の解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの（以下、「対象建設工事」という）の受注者は、正当な理由がある場合を除いて、施工方法に関する基準に従って、分別解体等をしなければならないものです。なお、都道府県は、対象建設工事の規模について、条例でより厳しい基準を定めることができることとしています。

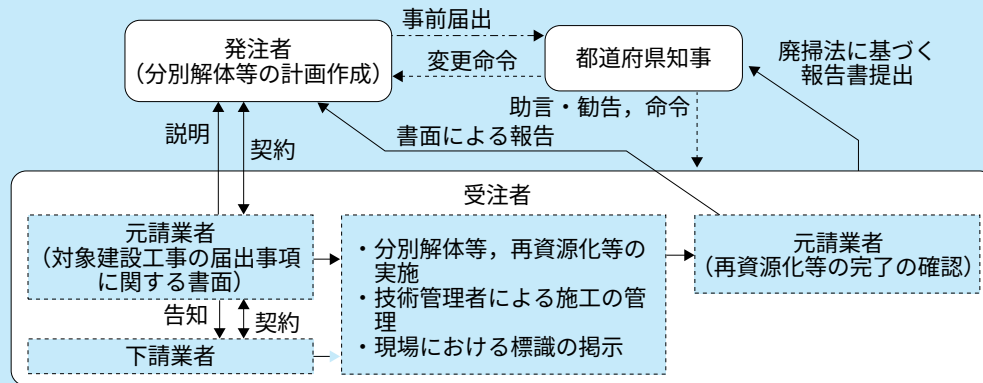
再資源化等の実施義務については、対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならないものとしています。ただし、木材については、工事現場から一定の距離の範囲内に再資源化施設がない場合など、再資源化をするには過大なコストがかかる場合には、焼却することによりその大きさを減らせば足りること（本法では「縮減」といいます）としています。なお、都道府県は、この場合条例でより遠い距離を定めることができるものとしています。

(3) 義務の実施を確保するための措置（図－５参照）

義務の実施を確保するための措置について、建設工事における発注者の役割の重要性を考慮し、対象建設工事の発注者は、工事に着手する日の７日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出なければならないこととし、都道府県知事は、その計画が施工方法に関する基準に適合しないと認めるときは、発注者に対し、分別解体等の計画の変更などを命ずることができることとしています。

また、元請業者に対しては、まず対象建設工事を請け負うにあたり、発注者および下請業者に対

図－5 発注者・受注者の届出フロー



して分別解体等の計画など、必要な事項を書面で説明しなければならないとし、発注者に対して義務が課せられた工事であることを知らせるとともに、届出に必要な事項について説明をすることとなります。そして、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告し、併せて実施状況に関する記録を作成し、保存しなければなりません。

さらに、発注者と元請業者の契約にあたっては、契約書の中で解体工事に要する費用等を明記することで、両者が解体に関して適正な費用を負担する意識をしっかりと共有することを求めています。

(4) 解体工事業の登録

分別解体等と再資源化等の義務を実施する受注者について、その履行を確実なものとするため、従来建設業許可が不要であった者についても、解体工事業を営もうとする者は、管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないこととなります。

また、解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任しなければならないほか、解体工事を施工するときは、技術管理者にその工事の施工に従事する者の監督をさせなければなりません。さらに、営業所および解体工事の現場ごとに、標識を掲げなければならないほか、営業所ごとに帳簿を

備え、保存しなければなりません。

(5) 再資源化等の促進等その他の措置

再資源化によって得られた物の利用の促進を図るため、建設大臣は、関係行政機関の長に対し、都道府県知事は新築工事等に係る対象建設工事の発注者に対し、再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができるものとします。

また、本法律における罰則については、解体工事業者をはじめ、発注者に対しても所要の規定を設けることとしています。たとえば、解体工事業者に対しては、無登録営業等について直罰規定を、分別解体等義務、再資源化等義務に関しては、都道府県知事からの命令に対して、これに従わなかった場合に罰則がかかります。また、発注者が届出義務に違反した場合や、届出に関する都道府県知事からの変更命令に対して、これに従わなかった場合に罰則がかかります。

3 政省令で定める事項

(1) 特定建設資材の指定

政令で指定する建設資材の考え方については、まず、廃棄物としての発生量が多いことや環境への影響等のため、再資源化することが特に必要である建設資材であること、さらに、再資源化が技術的に容易であることやその費用が低廉であるこ

と、再資源化施設への運搬費用が過大とならない程度にその施設が立地していること、そして再資源化されたものが一般に売買される程度に流通していることなどによって、再資源化を行うことが経済的に成り立ちうる必要があると考えられます。

現時点では、政令指定する建設資材としては、アスファルト・コンクリートを予定しています。また、それ以外の建設資材については、再資源化施設が少ないことや、それによる輸送コストの負担、回収方法など、再資源化の状況等を勘案すると、法施行当初においては特定建設資材とする状況にはないと考えられますが、塩化ビニル管・継手や、石膏ボードなど、民間による自主的な取り組みが行われはじめているものについて、再資源化施設の整備状況や回収方法、利用用途の開発状況等を見ながら、関係機関等とも協力して特定建設資材に指定することが可能なものについて調査、検討していくこととしています。

(2) 対象建設工事の規模

対象建設工事としては、環境の保全に与える影響の大きい建設廃棄物を念頭に、一定量以上の建設廃棄物を発生させる建設工事を対象とすることが妥当であると考えられます。たとえば建築物の解体工事について考えると、そのコストは、廃棄物の発生量にかかわらず必要となる固定的な経費や、少量運搬に伴う効率性の低下による運搬費用の増大のため、廃棄物発生量当たりの全体工事費用が増加すると考えられますが、1棟当たりの廃棄物発生量が30～40t当たりでその固定的な経費等のウェイトが高くなっており、この規模の建築物解体工事を平均的な床面積で見れば70～100m²の工事となり（表－2参照）、この規模以下の建築物解体工事に分別解体や再資源化を義務付けることは、それにより得られる効果との関係から、過大な負担を強いるおそれがあると考えられます。なお、床面積70～100m²以上とすることにより、床面積ベースで9割程度の建築物に関する工事が含まれると考えられます。

このため、床面積70～100m²以上の建築物解体

表－2 木造建築物排出量

床面積 (m ²)	1棟当たり排出量 (t/棟)
50	20
70	28
100	40

出典：建設省調査

工事を対象建設工事の規模とすることについて検討を行っているところです。

(3) 指定建設資材廃棄物に関する距離基準

一定距離内に再資源化施設がない場合、適正な焼却設備を有する施設へ搬出するなど縮減を義務付ける指定建設資材廃棄物について、再資源化の義務が免除される一定距離内の考え方については、義務を履行するための運搬費用が過度に高くないようなことがないように配慮する必要がありますが、現状を踏まえ、実際に運搬されている実績のある距離の範囲内で義務を課すことが適当であると考えられます。再資源化施設への運搬実態については、建設工事現場から25km以内の再資源化施設へ運搬した件数が全体の約6割、逆に25km以上の再資源化施設へ運搬した件数が全体の約4割となっていることから、この25km程度を一つの目安として検討を行っているところです。

4 おわりに

このように、環境問題として大きな役割を占める建設廃棄物のリサイクル問題について、その解決に向けた取り組みがますます幅広く展開されようとしています。豊かな環境と健全な社会を築くため、建設産業が建設副産物の面でもこれに貢献できるように、今後とも積極的な取り組みが期待されています。この際、建設副産物のリサイクルを推進するにあたっては、建設工事に係る関係者が適切な役割分担の下、それぞれの主体が自立と連携を図ることが重要となります。

危険が内在する河川の自然性を 踏まえた河川利用および安全確保 のあり方に関する研究会について

建設省河川局河川環境課長補佐

わかばやし のぶゆき
若林 伸幸

1

研究会の目的

近年の自然や河川への関心の高まりを受けて、河川を利用して自然体験型のレジャーを楽しむ人々が増加している。

行政の取組みとしても、河川に親しみ、河川を通じて自然や環境を学ぶ水辺の楽校プロジェクトや「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどが実施されており、さらに、河川審議会川に学ぶ小委員会の答申を具体化する「川に学ぶ」研究会における検討等、河川を活用した環境教育の積極的な展開が図られており、今後も河川の利用はますます活発になると考えられる。

その一方で、河川における釣り、水泳やキャンプ中の水難事故は後を絶たず、長期的にみれば減少傾向ではあるものの、近年においても多くの方々が亡くなっている。特に、平成11年8月に神奈川県酒匂川水系玄倉川において、キャンパーが増水した河川の中洲に取り残され、13名もの尊い命が失われ、また、本年8月には群馬県の利根川水系湯曽川において、サッカー少年団が鉄砲水に襲われ、引率者が亡くなるという痛ましい水難事故が発生したことは記憶に新しい。

このように多くの水難事故が発生する背景に

研究会委員名簿（五十音順、敬称略）

座長	廣井 脩（東京大学社会情報研究所教授）
委員	沖 大幹（東京大学生産技術研究所助教授）
	吉川 肇子（慶應義塾大学商学部助教授）
	小谷 寛二（呉大学社会情報学部教授）
	佐藤 孝洋（レスキュー3ジャパン代表）
	三本木健治（明海大学不動産学部教授）
	柴田 敏隆（コンサーベーションリスト）
	清水 國明（タレント 自然暮らしの会代表）
	瀧田 信之（日本ロイヤル・ライフ・セイビング協会代表）
	橋本 博之（立教大学法学部教授）
	藤田裕一郎（岐阜大学工学部教授）
	藤吉洋一郎（NHK 解説委員）

は、河川利用をとりまく社会的環境の変化、河川管理に係る各種の制度、河川利用にあたっての国民の認識等に係るさまざまな課題が考えられる。

建設省では、このような水難事故を契機として、河川利用上の事故を未然に回避するために、河川管理と河川利用の双方の観点から、河川利用者の自己責任や河川の自然性を踏まえた適正な河川利用、出水時等における安全確保のあり方について検討し、提言をまとめていただくため、本年2月に各分野の専門家および河川利用者の方々による「危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用および安全確保のあり方に関する研究会」を設置した。

2

水難事故の発生状況

神奈川県のお倉川および群馬県の湯檜曾川の水難事故については、1.で述べたところであるが、ここでは、統計データにより、近年の水難事故の発生状況を概括する。

- ① 警察白書によれば、平成10年の水難事故発生件数は、1,947件、水難事故による死者・行方不明者数は、1,188人となっている。水難事故発生件数、水難事故による死者・行方不明者数は、ともに昭和50年前後をピークに大きく減少傾向にあり、平成10年までの24年間に、死亡者数で見ると3,000人程度から1,200人程度まで4割程度に減少し、そのうち、河川での死亡者数は、800人程度から400人程度まで5割程度に減少してはいるものの、未だ多くの方々が水難事故により尊い命を失っているのが現状である。
- ② 平成10年における水難事故の発生場所別に見てみると、海における死者・行方不明者数は、全体の半数近くを占めており、また、河川における死者・行方不明者数は海に次いで多く、全体の約3割を占めている。
- ③ 年齢層別の水死者数を見てみると、高校生以下の若い年齢層の割合は、昭和50年の45%程度から大きく減少し、平成10年には20%以下となっている。
- ④ 行為別の水死者数の割合を見てみると、魚とり・釣りや水泳中、水遊びによる死亡者は、全体の概ね50%を占めている。

3

研究会における検討経緯

研究会では、本年2月からこれまで6回にわたり幅広い議論をしていただいた。

第1回研究会（H12.2.23）

河川利用及び水難事故等の現状と課題

第2回研究会（H12.3.24）

河川に関する情報提供の現状と課題

第3回研究会（H12.5.15）

写真－1 第6回研究会の状況



写真－2 玄倉川の現地視察状況



写真－3 湯檜曾川の現地視察状況



河川利用時における水難事故発生に係る主な要因、河川利用のあり方等

第4回研究会（H12.6.13）

提言にあたっての要点整理

第5回研究会（H12.7.21）

提言の素案について

第6回研究会（H12.8.28）

提言（案）について

また、資料だけで議論するのではなく、玄倉川

等の水難事故現場を見るべきであるとの意見も出されたことから、玄倉川については本年3月17日および22日、湯檜曾川については8月11日に、各委員に現地を視察していただくとともに、地元自治体職員等と意見交換を行うなど、熱心な議論がなされた。

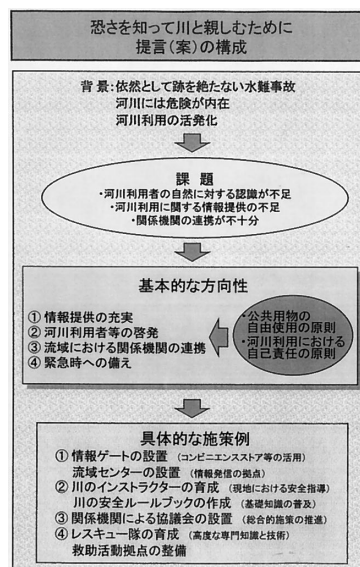
4 研究会による提言

8月28日に開催された第6回研究会において、提言（案）「恐さを知って川と親しむために」がとりまとめられた。研究会による提言は、今後、河川管理者や地方公共団体、河川を利用して自然体験型のレジャーを楽しむ方々が、安全な河川利用を進めるための指針となるものである。

今後、提言（案）を公表するとともに、パブリックコメントにより広く意見をいただいた後、提言としてとりまとめることとしている。

なお、提言（案）の詳細については、文末の建

図－1 提言（案）の構成



設省ホームページを参照されたい。

○建設省ホームページ

<http://www.moc.go.jp/river/anzen/index.html>

図－2 恐さを知って川と親しむために

